

番号	市政改革プラン（大阪南港野鳥園）に対する意見書①②
項目	<p>① 野鳥園施設の存在価値や評価について、いつ、どのような組織体制でどのような検討をなされたのか、明らかにしてください。</p> <p>② またその際、有識者の意見を聴取されましたか。</p>
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 12 月に大阪市改革プロジェクトチームを設置し、市民利用施設については市政改革室、財政局、及び政策企画室をプロジェクトメンバーとして、そのあり方の検討を行うこととしました。まず、平成 24 年 1 月以降で関係局への調査・ヒアリング等を行い、5 月に市政改革プラン（素案）を策定、パブリックコメントや市会でのご議論を経て、6 月にそれを踏まえた市政改革プラン（案）を策定し、7 月には再度市会でのご議論をいただき、市政改革プランを策定したところです。 ・本市の非常に厳しい財政状況の下、今後、本格的な少子・高齢、人口減少社会を迎えるにあたって、市政改革プランにおける市民利用施設のあり方の検討の基本的な考え方は、以下のとおりです（市政改革プラン アクションプラン編 別冊 P133 参照）。 <ul style="list-style-type: none"> 〔基本的な考え方〕 施設の利用圏域（基礎自治行政・広域行政の視点）及び区長の権限強化（各区・地域の自主的な選択の視点）を踏まえて、 ① 施設の必要性・有効性を検討 ② 必要性・有効性のある施設であっても官と民の役割分担が最も妥当であるか検討 ③ 施設の廃止・転用や機能統合などを含めて市民ニーズに応じた利用が可能となるよう活用方策等を精査 〔点検・精査の視点〕 ① 施設の設置目的の達成状況（必要性・有効性）と将来需要 ② 効率的な運営状況（経済性） ③ 官民の役割分担等 ④ 施設提供サービスからソフト施策のサービスへの転換 ⑤ 市民利用施設間での機能の重複 ⑥ 施設配置の妥当性 ・以上の基本的な考え方を踏まえたうえで、改革プロジェクトチームと港湾局で大阪南港野鳥園について点検・精査した結果、公共が関与する必要性の低い事業であり、料金非設定で税等を投入して継続する必要性が低いことから、「現有の干潟や湿地のあり方等を総合的に勘案して、収支均衡方策の検討と併せて、施設（展望塔等）の存廃も検討」していくとの方向性を出したものです。 ・今回の市政改革プランは、このような経過のもと、ムダの徹底排除、民間でできること 	

は民間に、受益と負担の明確化など、施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し、これまでの枠組みにとらわれない効果的・効率的な行政運営の徹底することを主眼に置き策定を行っております。

- ・今後、市政改革プランにある大阪南港野鳥園の見直しの方向性について、具体的に検討してまいります。

担当	港湾局 総務部 監理調整担当 電話：06-6615-7754
----	--------------------------------

番号	市政改革プラン（大阪南港野鳥園）に対する意見書③④
項目	<p>③ 大阪市は生物多様基本法に基づく生物多様性地域戦略のあり方について、2012年1月に審議会で取りまとめ橋下市長に答申後、棚上げされたままとなっています。生物多様性地域戦略策定の地方自治体の責務についてどのようにお考えですか。</p> <p>④ 市政改革プラン策定時に、上記答申案に記載されている野鳥園の評価等を確認されていますか。答申案との整合性についてお答え下さい。</p>
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市では、新たな大都市制度への移行を見据え、生物多様性地域戦略等の取組みについては府市共同で行っていく必要があると考えています。 ・平成24年3月には、府・市・堺市・大学・NPOなどが連携して「生物多様性保全ネットワーク」を立上げ、その活動の中で、大阪市環境審議会答申を踏まえた生物多様性の保全等に向けた市民・事業者啓発などを進めているところです。 ・今回の市政改革プランは、ムダの徹底排除、民間でできることは民間に、受益と負担の明確化など、施策・事業の聖域なきゼロベースの見直し、これまでの枠組みにとらわれない効果的・効率的な行政運営の徹底することを主眼に置き策定を行っております。 ・一方で、同答申には「守り育てる大阪市の自然、生物多様性に関する普及啓発・研究等の取組み、自然空間の保全・創造」といった観点から大阪南港野鳥園が紹介されており、今後、同園の見直しにあたっては、これらの要素を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。 	
担当	<p>環境局 環境施策部 環境施策課 電話：06-6630-3215</p> <p>港湾局 総務部 監理調整担当 電話：06-6615-7754</p>

番号	市政改革プラン（大阪南港野鳥園）に対する意見書⑤
項目	⑤ 野鳥園の人工干潟は人が適切な管理をしなければ維持保全できないと考えます。仮に施設（展望塔等）を廃止した場合、干潟の維持管理をどのような手法で行う考えですか。
<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年9月のオープン以来、管理運営については、本市外郭団体に委託しておりましたが、多様化する住民ニーズにより効果的効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。 ・現指定管理者は、湿地、干潟の維持管理については、業者委託せず、NPOのノウハウを活用しながら、市民ボランティア、NPO、企業（CSR）による、清掃（年5～7回）を行っております。また、湿地に発生するアオサ採り（年2回）についても、市民ボランティア等により実施しております。 ・大阪市としては、現在、これらの状況等を踏まえ、施設の設置目的の達成状況（必要性・有効性）と将来需要や効率的な運営状況（経済性）の観点から、現有の干潟並びに湿地のあり方等を総合的に勘案しながら検討してまいります。 	
担当	港湾局 総務部 監理調整担当 電話：06-6615-7754